

四日市市教育大綱の改訂について

1. 「大綱」の位置づけ

平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、大綱については以下のように定義されている。

本市では、同年11月に現在の「四日市市教育大綱(平成28年～32年度)」策定。今年度は、現在の教育大綱を改訂し、令和3年からの概ね5年間を対象とする次期教育大綱を策定する。

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

2. 教育大綱改訂の流れ

